

不利益処分に関する処分基準 個票

都市建設部 建築指導課

不利益処分の内容	建築物の耐震改修の計画の認定の取消し
根拠法令等及び条項	建築物の耐震改修の促進に関する法律第21条
根拠条項	建築物の耐震改修の促進に関する法律第21条
参考事項	
設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>所管行政庁は、認定事業者が法第20条の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。</p>